

7-(1)	個人情報利用制限に関する見直し①
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	個人情報の保護に関する法律
要望の具体的内容	<p>個人情報保護法について、保護と有用性のバランスを実現するため、情報の活用を前提とした見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療や行政ワンストップサービスのように住民サービスの向上に資するものであれば、オプトアウト方式を可能とする。 ・情報取扱について一定の措置を施していれば、同一組織内では共有可能とする。 ・住民サービスの向上に資するものであれば、行政機関による目的外利用を可能とする、包括的同意を得る仕組みとする。
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法において、個人情報の取り扱いには利用目的の特定(第15条)と予め本人の同意(第16条)が必須とされている(オプトイン)。 ・個人情報の利活用が可能となるのは、法令に基づく場合等、一定の条件に限られている(第16条3)。 <p><要望理由></p> <p>個人情報の利活用が妨げられ、行政機関および民間事業者による、住民および利用者への高度なサービスの提供(ワンストップサービス、ワントゥワンサービスなど)が実現されない。活用を前提とした個人情報保護の在り方を検討すべき。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>ワンストップサービスが実現できれば、官民合わせて引越し業務で約1000億円、退職業務で約1200億円の削減が見込める。(第4回次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム(H20.6.4)試算)</p>
制度の所管官庁及び担当課	消費者庁

7-(2)	個人情報利用制限に関する見直し②
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	個人情報保護法第十六条一項
要望の具体的内容	<p>個人情報の利用制限について見直しを行い、収集した個人情報について個人を特定できない状態にした場合には、法の制限対象とはせず、第三者への提供や自由な目的での利用を可能にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>個人情報は、あらかじめ利用目的や提供先を特定して収集することが求められ、それを越えた第三者提供や利用は認められていない。</p> <p>一方、POSデータの購入履歴等はビッグデータとして大きな価値を持つと考えられる(2020年度には1兆円に達する(矢野経済研究所))。</p> <p>しかし現状では個人情報と紐づけられて収集されたために、単体では個人を特定できないと考えられるこのような情報にも厳格な管理が要求される。そのために情報保有者の内部にとどまっている。</p> <p>ビッグデータビジネスは、さまざまな分野のデータの蓄積、組み合わせによって新たな価値を創出しようとするものであり、できるだけ自由に情報が流通できる環境が望ましい。個人を特定できなくした情報については、その他一般的な情報と同様に自由な流通を促進し、情報産業の活性化を図ることが不可欠である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	消費者庁消費者制度課

7-(3)	情報システムの政府調達に係る規則等の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	「情報システムに係る政府調達の基本指針」 「情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書」 情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド Ⅲ総合評価の方法 1（平成14年7月12日 調達関係省庁申合せ）
要望の具体的内容	<p>技術評価に際して、可能な部分については「相対評価」とするなど、事業者の優位差を明確化するよう現行の技術審査運用を見直し、応札事業者の技術力をより適切に評価できるよう以下の4点を盛り込んだ改善が必要。</p> <p>①プロジェクトリスクに応じて適切な技術点の比率設定を可能とする。 ②基礎点を技術点から外し、加点項目のみで技術点評価を実施する。 ③技術点評価を相対評価方式（項目毎の事業者の順位付け等）で実施する。 ④低入札価格調査制度においては、従来の会計的な視点に偏らず、落札者が当該案件に係るシステム開発能力を有しているか等、技術的な観点での調査を強化する。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現状総合評価では価格点の比重が高く、提案内容・技術力が優れた事業者が落札するとは限らない。技術重視で評価した事例・実績情報や基準・ガイド類が少ない。</p> <p>いわゆるダンピング受注を排除するための低入札価格調査制度も実施されているが、調査の結果、低価格でも落札に至るケースも多く、必ずしも技術力・知見のある適切な事業者が選定されているとはいえない事例が散見される。</p> <p>その理由として以下の3点をあげることができる。</p> <p>①技術点の中に、本来は資格審査項目に相当する基礎点が含まれており、相対的に技術点の扱いが低い制度運用となっている。 ②技術点評価においては、絶対評価が採用されるため、事業者間の技術力の差を見だしにくいと考えられる。 ③技術的により高い提案を行う場合には、相応のコスト負担も発生する。そのため、価格点に重点を置く評価方式では、加点項目に関する提案をしづらい実態がある。 ④落札のために低価格での応札を志向し、「良い物を」よりも「安くすむ」提案を目指す可能性を増す。結果的に原課（調達元）にとって良い結果であるとは限らない場合がある。</p> <p>また、戦略的価格で応札できる体力のある一部企業が有利となり、そうでない企業がなかなか参入できず、国内IT産業が活性化されない。</p> <p>価格重視から技術重視に変わることにより各社提案内容を重視し、結果的に失敗プロジェクトが減りトータル的に調達コストも安くなると思われる。</p> <p>したがって、価格偏重の入札評価制度を見直し、プロジェクトリスクに応じて高い技術力を有する事業者が適切に選定される仕組みへ改めるべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省行政管理局 財務省 経産省ほか

7-(4)	「健康保険組合の規程変更届」の電子申請システムでの受付
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	健康保険法施行規則 第15条
要望の具体的内容	<p>「健康保険組合の規程変更届」の電子申請システムでの受け付けを認めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>健康保険組合の各種認可・届出については、その多くが、総務省が運営する行政ポータルサイト「e-gov」からの申請が可能となっている。</p> <p>現状は、組合格約については「認可」、「届出」どちらもe-govからの申請が可能である一方、規程については届出の申請メニューがサイト上に設けられておらず、変更の都度、紙ベースでの申請を行わざるを得ない。</p> <p>「e-gov」からの申請受付が認められた場合、事務の効率化が期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省・厚生労働省

7-(5)	公的機関からの電子的手段による通知の推進
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	地方税法43条、地方税施行令第154条、公職選挙法施行令第31条ほか
要望の具体的内容	<p>現在、行政や司法機関、地方自治体等からの様々な通知(税金、年金、選挙、裁判員)は、紙で郵送されている。電子化を希望した住民(個人・法人)に対しては、これらを電子的に送付できるようにするための制度環境を整備すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税金: 地方税法において納入通知書は紙での郵送が原則となっている。 ・選挙の通知: 投票所入場券を兼ねており紙により交付されている等。 ・一方、マイナンバー法の整備などにより、住民(個人)に対する行政機関からの通知の電子化については、マイポータルの整備が予定されているところであるが、通知の対象となっている業務内容が、個人番号の利用対象となっているものに限定されるのか(例えば選挙などが対象となるのか)などが不明である。 ・法人については、企業コードの利用が議論されているが、行政機関からの電子的な通知の方法との関係については、現時点では不明である。 <p><要望理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関での発送作業・管理作業や郵送料が発生している。 ・受け取り側(住民側)は、紙の場合管理しにくく紛失のリスクがある。 <p><要望が実現した場合の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発送および管理の自動化による行政の事務負担の軽減。 ・郵送料の削減。 ・受け取り側(住民側)は、通知内容の紛失のリスクが低減する。
制度の所管官庁及び担当課	総務省、国税庁、その他

7-(6)	金融機関から自治体への支払調書のオンライン化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	各自治体における「口座振替収納事務取扱要綱」等
要望の具体的内容	<p>自治体と金融機関の間でやりとりされる「総合振込」や「口座振替」のデータ授受は、現状FD、MT、MO、CMTなどにより行われている。事務の効率化、コスト削減、紛失リスク低減のため、オンライン化を推進すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の「口座振替収納事務取扱要綱」などでフロッピーディスク等の電子記録媒体で実施するよう規定しているケースがあり、FD等の媒体の運用が継続されている。 ・また多くの自治体および金融機関が足並みを揃える必要があるが、主導する組織が無い。また手数料の扱いを整理する必要がある。 <p><要望理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体紛失のリスク: 電子記録媒体は郵送・搬送に加え、自治体内でも人手を介して取回されているため、紛失や盗難のリスクが高い。 ・事務負担: 媒体の保管・持ち出し管理や、複数媒体の郵送・搬送のための仕分処理など、事務手続きの負荷が大きい。 ・時間的ロス: 郵送・搬送に時間がかかるため、依頼時限が制限される。また依頼結果の取得にも日数を要する。 ・媒体入手困難: オンラインが当然となりつつあり、メーカーが媒体を製造・販売しなくなっている。 <p><要望が実現した場合の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の自治体におけるサービスレベルの向上 ・トータルコストの削減 ・運用フローの標準化による事務負担の軽減 ・紛失、情報漏えいリスクの低減 ・システムセキュリティの向上(データのオンライン送信によるデータ改ざんリスク等の減少)
制度の所管官庁及び担当課	総務省、各自治体

7-(7)	労働保険(雇用保険)および地方税申告などにおける申請手続きのオンライン化および簡略化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	雇用保険法 地方税法など
要望の具体的内容	<p>①雇用保険の申請手続きのうち離職票の一括申請のオンライン化</p> <p>②雇用保険の申請のうち、オンライン化が認められている諸手続きにおける簡略化、添付書類の簡素化</p> <p>③すべての自治体に「給料支払報告書」の提出のオンライン化</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状></p> <p>雇用保険、地方税などの手続きに関し従来オンライン化が認められなかったものが、2001年のe-JAPAN戦略のもと、徐々に拡大、機能強化・改善が図られている。</p> <p><要望理由></p> <p>雇用保険手続きのうち「離職票」などについては、現状では一括申請のオンライン化が実施されていないため、未だ企業側の負担が残っていることから、一括申請手続きの拡大を求める。また次の手続きにおいては、一括申請のオンライン化が認められてはいるものの、一部確認の添付が求められ企業の負担が発生しており、改善が求められる。</p> <p>①保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請(初回申請)</p> <p>②雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は同休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出</p> <p>③雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金)の申請</p> <p>④雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認</p> <p>さらに一部の市区町村は「給料支払報告書」をネットで受理しているが、紙を必要としている市区町村もあり、紙・FDなど他の提出媒体との併存により一体管理を困難にしている状況となっている。そこで、すべての全市区町村においてインターネット(給与支払報告書の提出/住民税決定通知書)での受理・通知が認められることが望まれる。更なる希望として、国税と連携して、本人の収入・家族構成等の個人基本情報の把握、共有を行い、届出の一本化を実現してもらいたい。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>申請する企業および受理する機関の大幅な業務効率化を図ることが可能。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 総務省

7-(8)	戸籍システムの庁外設置
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	戸籍法第8条
要望の具体的内容	<p>東日本大震災では、戸籍データが消失したり、戸籍取得不能なため被災者への保険金給付が遅れることがあった。自治体毎の戸籍システムの庁外設置を認めることを周知するとともに、大災害時などの非常時に住民が戸籍データを取得しやすくするよう環境整備すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第8条第2項で、戸籍の正本の庁内保管が義務付けられている。 ・震災で自治体が保管する戸籍のデータが失われた例があることから、政府ではLGWAN経由で法務局内に戸籍の副本を置くことを検討している。 ・「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について」等において、法務省は、戸籍情報のバックアップデータの遠隔地保存が先例で認められていることや、データセンターにおける正本を含む戸籍簿の管理は、一定の要件の下で認容されるとの見解を示しているが、この解釈は自治体に浸透していない。当該議論で、戸籍データが紙媒体であるのか電子媒体であるのか不明瞭。 ・バックヤードでの戸籍データの取得は、各自治体により対応が統一されていない。 <p><要望理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子情報処理組織により戸籍を調整する場合、当該データあるいはその副本の外部保存を認めることを自治体に周知し、自治体庁舎の被災時の住民への影響を最小限にするための対策を促すべき。 ・庁舎被災時においても迅速に戸籍データを取得できるように、取得方法や公開方法について標準化を行い、バックヤード連携の環境を整備すべき。 ・バックアップへのアクセス手段がLGWAN経由のみでは被災時にアクセスできない恐れがあるので、LGWAN以外でのアクセス手段も設けるべき。 <p><要望が実現した場合の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時において迅速な戸籍データの取得を可能とする、安全・確実な行政サービスの提供 ・保険処理等の迅速化
制度の所管官庁及び担当課	法務省、総務省

7-(9)	感染症予防に資する情報の電子データ化とその利活用
要望の視点	4.その他
規制の根拠法令	予防接種法、個人情報保護法、学校保健安全法施行令 第三章 感染症の予防 など
要望の具体的内容	<p>ICTを活用し、親子健康手帳に準じた予防接種記録を電子データ化する。その上で、そのデータを本人(保護者)、学校、自治体、医療機関などで、個人情報保護に配慮しつつ共有できるシステムを構築することを可能にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 現在の予防接種記録は、親子健康手帳等を活用し、被接種者本人や保護者が接種歴を確認できるようにするとともに、予防接種制度上、市町村において接種記録を整備することとされている。</p> <p><要望理由> 親子健康手帳へ接種記録は個人記入管理が原則であるため、その記録保持は個人にゆだねられ、さらに市町村において摂取記録が十分管理されているとはいえず、未摂取のため疾病発症率が増加することも予測される。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 記録のデータ化により、市町村は未接種者が把握でき、接種勧奨を通じて接種率の向上が可能となり疾病発生率を低減することが期待できる。また、摂取記録は海外渡航や永住権取得のための資料となり、データが管理されていれば情報提供が容易にできる。</p> <p>厚労省感染症分科会予防接種部会 第二次提言では、摂取記録の取り扱いについて、予防接種に対する公的関与の必要性や妥当性も含め、慎重な検討を要するとの意見もあるが、感染症対策は、国民の健康を守るための危機管理の観点から、法制度に基づき、国の責任の下、都道府県及び市町村が役割を分担しつつ、全国一律の対策が講じられてきたものであり、公的関与は不可欠であると考えます。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省健康局結核感染症課

7-(10)	電子カルテ、電子薬歴における相互運用性について
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	平成11年4月22日発「診療録等の電子媒体による保存について」(健政発第517号、医薬発第587号、保発第82号)
要望の具体的内容	<p>電子カルテのリプレースで生じる過去データの「原本性」の確保について、その対応に病院、薬局が苦慮している。電子カルテの普及にとっても障害となっているので、適切な解釈を明示すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>電子カルテは1999年4月から3原則(真正性と見読性、保存性)を順守する事で容認され、現在では電子カルテの旧機種のリプレースが発生してきている。この際に、旧電子カルテの原本データ(カルテデータ、変更履歴等)を新電子カルテに完全移行出来ない場合、新電子カルテ内の旧データは原本性をもつ「オリジナルデータ」ではなく、「参照データ」の扱いになると解釈されている。</p> <p>原本性を従来通り担保するためには、新しい機種に入れ替えたときに、旧電子カルテ(オリジナルデータ)と同じ形式フォーマットで保管する必要があり、必然的に旧ハードも保存する必要があるという解釈で現場で運用されており、旧電子カルテをハード、ソフトともに保管している状況である。</p> <p>この運用が医療機関や薬局にとって大きな負担であり、電子カルテの普及にとっても障害となっている。</p> <p>リプレースによる移行データの原本性について、効率的で明確な解釈等を出していただき、現場の円滑な判断が可能となるようにしていただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

7-(11)	医療情報データベース基盤整備事業で集積された医療情報の民間企業での利活用の開放
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	厚生労働省医薬食品局安全対策課 「電子化された医療情報データベースの活用による医薬品等の安全・安心に関する提言(日本のセンチネル・プロジェクト)について」
要望の具体的内容	<p>厚生労働省などが進める医療情報データベース基盤整備事業では、10の病院・病院グループの医療情報を収集し、将来的には全国で1000万人規模のデータベースを構築する予定であるが、これらの医療情報について匿名化されるなどの個人情報保護が担保された医療情報については、民間企業も利用できるよう、厚生労働省提言での要件の見直しをすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>前述の提言では、蓄積された情報の活用についてはPMDA (Pharmaceuticals and Medical Devices Agency: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構)や大学などの研究機関に限定されている。また、完全に匿名化されている情報のみを扱う場合には、倫理審査を行わなくてもよいと解釈できる記述はあるが、どのように利活用ができるかについては明確になっていない。また「完全に匿名化」の条件についても明確になっていない。</p> <p>完全に匿名化された情報であれば、患者のプライバシーの侵害の恐れはないため、民間企業が医療技術や製品の開発にそれらの情報を利活用することに障害はないと考えられる。</p> <p>このような大規模な医療情報を活用することができれば、新規で高度な医療技術や医療機器・医薬品の開発を行うことが可能になる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局安全対策課

7-(12)	クラウド利用における医療情報の受託管理に関するガイドラインの見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	総務省「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」 経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
要望の具体的内容	医療情報の受託に当たりクラウドサービスのより一層の活用が可能になるよう、規制・基準を見直すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>医用画像等の活用に伴う医療データの増大、震災等の緊急時に備えた医療情報の分散管理の必要から、医療情報の効率的な管理や災害に対する安全性確保のために、医療機関が医療情報の保存管理にクラウドサービスの活用を検討する機会が増えている。</p> <p>医療情報の外部保存等に関しては、厚生労働省、総務省、経済産業省がそれぞれガイドラインを定めており、医療機関及び医療情報の外部保存の受託者はこれらを遵守することが期待されている。しかし、これらのガイドラインは、適用範囲・名宛人・策定期間等が異なる一方で、重複する記載も多く、どのような場合にどのガイドラインが適用されるかが、必ずしも明確ではない。また、クラウドサービスのような汎用的なサービスを必ずしも前提としていないため、医療機関が医療情報の外部保存等に際してクラウドサービスを採用することを躊躇する場合もある。これらのガイドラインをクラウドサービスのような新しいサービスの実態を踏まえて整理統合し、参照すべきガイドラインを明確にしていきたい。それにより、医療機関による医療情報の外部保存等に対する懸念が払しょくされ、医療情報の効率的な管理、緊急時に備えたデータの分散管理も促進される。</p> <p>総務省のガイドラインにおいては、医療機関が所管官庁に対して法令に基づく資料を円滑に提出できるようにするため、医療情報の外部保存等に用いるサーバ等の国内法の適用が及ぶ場所への設置が要求事項とされている。しかるに、日本国外のデータセンターを使用するクラウドサービスも存在しており、サーバ等が国内法の適用が及ばない場所にあったとしても、法令に基づく資料を提出することは可能である(但し、データセンターが海外にある場合、当該国の法律に基づきデータが差し押さえられるリスクがあるため、その場合に対応できる仕組みの整備が必要である)。また、日本国外のデータセンターは震災等の緊急時のバックアップとしても十分に機能する。日本国外のデータセンターの活用を可能としていただければ、医療機関による、緊急時に備えた医療情報の分散管理が促進される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 医政局 総務課 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課

7-(13)	外部委託先の監督についての明確化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	主要行等向けの総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針、金融検査マニュアル等
要望の具体的内容	<p>金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>金融機関が顧客情報の管理を外部に委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督、適切な委託先の選定と安全管理措置の確保が求められ、さらに「外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報が適切に行われていることを確認しているか」が監督上の着眼点とされている(主要行等向け監督指針Ⅲ—3-3-4-2(1)⑤)。金融機関がクラウドサービス上に顧客情報を保存する場合は、クラウドサービス事業者も外部委託先として金融機関の監督を受けるものと考えられている。</p> <p>しかし、これらの指針においては、外部委託先の「必要かつ適切な監督」として、具体的にどのような方法でどの程度の行為が要求されているかは明確ではない。平成24年5月31日付の「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案において、「重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」という新たな着眼点が追加されたものの、「監査」の内容は必ずしも明らかではない。</p> <p>特に、クラウドサービスは、従前から利用されている金融機関向けにカスタマイズしたシステムと異なり、複数の利用者が共通のインフラを使い、汎用的なサービスを受ける比較的新しいサービスであり、適切な監査、監督方法が確立されていないため、利用者である金融機関もクラウドサービス事業者も手探りの状態である。そのため、「必要かつ適切な監督」「監査」を保守的にとらえる金融機関がデータセンターへの随時の立ち入り監査も可能とする強力な監査権限を要求し、セキュリティ確保のため第三者のデータセンターへの立ち入りを制限しようとするクラウド事業者はかかる要求にこたえられず、サービス提供が困難になるという事態が生じている。利用者が多数に及ぶクラウドサービスにおいて、監査名目で多数の者がデータセンターに立ち入ることはセキュリティ問題を生じさせるものであり、適切な外部の監査機関による認証の取得と、金融機関による当該認証の確認で足りる場合もあると思われる。このような実態を踏まえ、クラウドサービスという新しいサービスの実態に即して、必要となる「監査」を明確にしていきたい。それにより、金融機関によるクラウドサービスの活用が促進され、システム運用の効率化に資する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

7-(14)	公共調達におけるクラウドサービスの利用を可能とする契約形態
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	会計法29条の8第1項、予算決算及び会計令100条の2第1項
要望の具体的内容	クラウドサービスの利用契約の実態に即した対応が可能になるよう基準や要件の見直しを行うべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>会計法上、各省庁との間の契約については、原則として契約書の作成が要求されており(会計法29条の8第1項)、また、当該契約書の確定には、契約担当官等と相手方との双方の記名押印が要求されている(同条2項)。また、この例外として、会計法29条の8第1項は、政令で定める場合には契約書の作成を省略できる旨規定しており、これを受けて、予算決算及び会計令100条の2第1項が例外事由を列挙しているが、クラウドサービスの利用契約に該当する余地があり得るものとしては、①一定の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が150万円(外国で契約するときは、200万円)を超えないとき(同項1号)、及び、②随意契約で各省庁の長が契約書を作成する必要がないと認めるとき(同項4号)が考えられる。</p> <p>もっとも、上記②の例外事由に関しては、財務省主計局法規課に架電照会したところ、電気・水道・ガス等の公共サービスの利用という極めて例外的な場合にのみしか認められないとの回答を得ており、かかる回答を前提とすれば、実務上は本件契約についてかかる例外規定の適用が及ぶ可能性は極めて限定的であると考えられる。また、契約事務取扱規則15条は、上記例外事由に該当することを根拠として契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする規定している。したがって、仮に契約金額が150万円以下であって上記①の例外に該当する場合であっても、「特に軽微な契約」であると判断される場合を除いては、書面の作成が要求されることとなると考えられる。</p> <p>これでは、オンラインでクラウドサービスの利用契約を締結することが困難である。</p> <p>また、製造請負契約基準への適合を求められたり、前払いの扱いが原則不可であると言われたり、紙での請求書を求められたりといったことがあり、これらと規制の関係は必ずしも明らかではないが、クラウドサービスの利用の際に支障になる場合には柔軟に対応ができるように改善していただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	財務省主計局法規課

7-(15)	公的機関が保有するデータの原則公開と民間による商用利用可能化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	国有財産法（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号） 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号） 著作権法（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）
要望の具体的内容	<p>政府や地方自治体、独立行政法人などの公的機関が所有するデータは、社会的利益のみならず経済的利益のために重要な資源であることが欧米を中心に認識され、その効果が立証されつつある。しかし日本においては、公的機関が所有するデータを原則公開し、民間における営利利用も含めて再利用を可能とするような制度が整っておらず、日本国民は社会的・経済的な不利益を被っている。早急に公的機関の保有するデータの原則二次的利用を認めるよう、規制や制度の見直しを強く要望する。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 公的機関が保有する著作権のうち、財産価値が顕在化していないものについては、各機関の裁量に委ねられている。しかし、民間による営利利用に関しては、営利利用を認めることにより財産価値が顕在化し、国有財産法あるいは地方自治法に基づく管理が必要となる可能性があるため、ほとんどの公的機関は営利利用を認めていない。</p> <p><要望理由> 欧米を中心として、公的機関が保有するデータを公開し、民間で再利用するオープンデータ運動が盛んであり、オープンデータを活用した新しいビジネスが続々と生まれている。特に英国のOpen Data Instituteや米国のOpen Government Initiativeなどは、政府主導のもとで公的機関のデータのオープン化ならびにビジネス育成が政策として進められている。これに対して日本では、公的機関のデータ公開や民間の営利利用に関する規制が強く、新しいビジネスの育成を阻害する要因になっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> オープンデータ先進国のEUにおける試算を基に、GDP比によって日本における効果を試算した結果によれば、1.0兆から1.2兆の市場規模、5.4兆の経済波及効果があると見積もられている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 経済産業省 商務情報政策局 情報プロジェクト室

7-(16)	公的機関が保有するデータに対する包括的著作権
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	国有財産法（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号） 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号） 著作権法（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）
要望の具体的内容	<p>政府や地方自治体、独立行政法人などの公的機関が所有するデータを民間が活用するにあたっては、各データが著作権を有するか否かを判断することに加え、さらにそれぞれの著作権に関して一つずつ使用許諾の手続きを取らなければならない。このような個別的ライセンスのもとでは、公的機関がデータを公開し民間の商用利用を認めたとしても、著作権に関する手続きの煩雑さによって、データ活用が妨げられる可能性が高い。公的機関のデータの再利用に際して、包括的に適用可能なライセンスの制定を要望する。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 公的機関が保有するデータの中に、著作権を有するものが含まれている場合、データの利用者は事前に一つずつ著作権に関する使用許諾等の手続を行なう必要があり、公的機関のデータを民間が再利用する際に膨大な手続きが必要となる。</p> <p><要望理由> 欧州各国では、公的機関が保有するデータの民間商用利用における可能性の高さに着目し、無条件もしくは適正な条件を課して幅広く二次利用を推進するライセンスが制定されている。例えば英国では、2010年に公共情報の民間利用に際してのOpen Government Licenseを制定し、利用者に出展明示等の条件を課す代わりに、商業利用を含む幅広い利用を認めている。また、オーストラリアやニュージーランドでは、政府著作物に対して、クリエイティブコモンズライセンスの活用が積極的に図られている。これに対して日本では、公的機関の所有するデータに関して適用できる包括的なライセンスが存在せず、民間商用利用を阻害する要因になっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 公的機関が保有するデータに関する包括的なライセンスが開発されることによって日本においてもオープンデータの民間活用が促進され、試算によれば、1.0兆から1.2兆の市場規模、5.4兆の経済波及効果が期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 経済産業省 商務情報政策局 情報プロジェクト室

7-(17)	公的機関が保有するデータに対する公開手続きの簡素化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月十四日法律第四十二号） 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第百四十号）
要望の具体的内容	<p>政府や地方自治体、独立行政法人などの公的機関が所有するデータを民間が活用するにあたっては、情報公開制度にもとづく開示請求が必要とされている。開示請求はデータを利用する都度、データの種類ごとに行なう必要があり、請求から実際にデータを取得するまで最大で30日を要する。さらに入手できるデータが電子化されていない場合や、電子化されていたとしても形式が統一されていない場合があるなど、民間企業がデータを再利用しにくい制度になっている。そこで、公的機関の所有するデータを定められた電子的な形式で原則公開し、開示請求などを行うことなくポータルなどを通じて自由に利用できるようにすることを要望する。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 公的機関が保有するデータを利用するためには、情報公開制度に従って書面あるいはオンラインで開示請求を行い、許諾された場合には、文書・図面あるいは電子データでデータを受け取る。情報開示請求者は必要なデータすべてに対して開示請求をしなければならず、開示請求から実際にデータを手に入れるまで最大で30日程度の日数を要する。</p> <p><要望理由> 欧米では公的機関が保有するデータをデータポータルによって公開しており、利用にあたっては特別な請求は必要ない。例えば英国では、所定の形式で電子化した8,500種類ものデータセットをデータポータルで公開し、民間企業も自由に利用することができる。これに対して日本では、民間企業がデータを入手するためには、情報公開制度に基づく開示請求をデータごとに行なう必要がある。データが電子化されていないか、形式が不統一であることも、データの再利用の大きな妨げとなっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 公的機関が保有するデータを定められた形式で電子化し、データポータル等を通じて公開し、民間企業が自由に再利用できるようにすることによって、日本においてもオープンデータの民間活用が促進され、試算によれば、1.0兆から1.2兆の市場規模、5.4兆の経済波及効果が期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 行政管理局 行政情報システム企画課

7-(18)	行政情報の有効な利活用のための情報連携基盤の構築
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	
要望の具体的内容	<p>国民にとっての利便性の向上(確実な保障の提供及び手続負担の軽減等)、行政及び民間事業者のサービスの品質の向上や事務効率化・コスト低減を図る観点から、行政が保有する顧客の住所等の情報について本人からの要請や事前の同意等により民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者に多大なコスト・時間・労力がかかっている。東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地や避難所の戸別訪問、電話や郵便等により顧客の安否や所在を確認し、正当な請求権者に対する請求勧奨に努めた。生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の特定個人情報(個人番号及び死亡情報)を提供できることが明確になれば、効果的な安否確認が可能となる。また、生命保険会社による保険料払込猶予や保険金等の請求勧奨のために、顧客の最新の住所情報を市区町村が提供できることが明確になれば、確実な保障の提供が可能となる。生命保険事業は国民生活の安定・向上に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であり、公的保障を補完する役割を担っている。生命保険会社が顧客の生存情報や最新の住所情報等を把握するために、平時も個人番号を利用して情報連携を行えば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供が可能となり、公的保障とともに安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。例えば、年金においてご高齢の顧客が市区町村長証明印を受けた現況届を書面にて生命保険会社に毎年提出するための移動や郵送等の負荷が軽減される。また、顧客から転居や改姓等の変更届出がないために重要な連絡・案内等が還付された場合、顧客の属性情報を把握するための労力・時間が軽減され、タイムリーな情報提供が可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣官房社会保障改革担当室、情報通信技術(IT)担当室 内閣府政策統括官(防災担当)

7-(19)	「衛星放送分野のマスメディア集中排除原則」に関わる「支配の基準」の基準・要件の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	放送法第93条1項第4号、93条2項3号
要望の具体的内容	<p>実質的に支配関係が無いにも拘わらず、形式的な判断から基幹放送業務を行うことを認められず放送をする機会を得ることが出来ない状態が発生している。</p> <p>については、一部の「支配の基準」についての見直しを提案する。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>放送法第93条2項「支配の基準」の3号において、次の通り定義されている；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/5以上の役員数(監査役を除く)を兼務することについては、その他の号の基準の内容が明確であるのに対して、定義が不明確なものとなっている。特に支配関係を発生させる「役員の兼務」については、「業務を執行する役員」と規定しながら、会社法2条15号に定める「社外取締役」についても業務を執行する役員との解釈を行い、兼務役員に含めている。 <p>その結果、実態としては日常の業務執行に携わっていないにも拘わらず、社外役員の兼務が1/5以上の役員の兼務にあたり、衛星基幹放送の業務を行う機会を与えられない事態が発生している。</p> <p>または、役員支配の基準をクリアーすることだけを目的とした、名目上の役員を就任させるなど、会社のガバナンスを考える観点からは本末転倒な状況となっている。</p> <p>このような状況を改善し、ひいては、視聴者の趣向が多様化する現代のニーズに十分対応した放送を実現するためには、放送の主体よりも内容を重視して審査を行うべきであり、「役員支配の基準」を以下の通りとすることを提案する；</p> <p>支配関係を発生させる役員兼務のについて次の通り定義する。</p> <p>「業務を執行する役員」の兼務のみを対象とする。</p> <p>「業務を執行する役員」は、以下の通りとする。(会社法の定義によることを明確にする)；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表取締役(会社法363条1号) ・業務執行取締役(同2号) ・上記以外で会社の業務を執行した取締役(会社法2条15号括弧書) ・社外取締役は含まないことを明確にすること
制度の所管官庁及び担当課	総務省

7-(20)	高周波利用設備許可申請書類の簡略化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	電波法17条および100条5項
要望の具体的内容	<p>1回目の設置申請後、増設・廃止を届け出る場合にも変更許可申請書(代表社印)1部、「高周波利用設備申請書の添付書類」2部、「装置の概観を示す図または写真」2部、「周辺地図」2部を求められているが、書類手続きの簡素化の点から同じ場所での増設・廃止の場合の書類の削減を検討すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現状は、高周波機器の増設、廃止のたびに複数の書類(変更許可申請書 1部、「高周波利用設備申請書の添付書類」2部、「周辺地図」2部、「装置の概観を示す図または写真」2部が必要とされるが、手続きの簡略化の観点から、同じ場所での上記機器の増設、廃止の場合には書類の削減を検討すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信局

7-(21)	道路占用手続きの簡素化・統一化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の 根拠法令	道路法等
要望の 具体的内容	<p>道路占用手続きについて道路管理者が国道、都道府県道、市町村道と分かれており、占用手続きに関する様式等がそれぞれ異なるため、電子申請を含む当該手続きの簡素化・統一化を図るべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>道路占用手続きの統一化・簡素化については、これまでも各管理者に対して周知が図られてきたと理解しているが、道路管理の主体が、国道、都道府県道、市町村道と分かれており、占用手続きに関する様式等がそれぞれ異なるため、依然として統一化・簡素化が進展していない状況である。</p> <p>また、電子申請については、国道事務所にて導入されているものの、手続き上、書面での提示を必須とし、最後の申請処理のみを電子的に行うなどの運用状況もあり、実質的に効率化が進んでいないケースも存在することから、電子申請に係る手続き方法の簡素化・統一化も併せて要望する。</p> <p>回線工事手続きにあたっては、提出が必要な道路占用届の申請様式・申請方法・添付資料が、地方自治体や管轄窓口によって異なるため、光ファイバの提供における申請作業が煩雑化し、工程調整や作業準備に時間を要しているため、効率化の観点から手続きの統一化・簡素化が必要と考える。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省

7-(22)	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減(規制緩和措置)
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ①電気通信事業者法(第40条) ②電気通信事業者法施行規則(第27条) ③電気通信事業報告規則(第5条)
要望の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ①新規契約締結時の事前承認の廃止 ②以下の場合の認可手続の廃止 <ul style="list-style-type: none"> (1)既に協定等を締結している外国事業者と精算料金変更に伴う当該協定等の変更する場合、同一の特定対地内で既に協定等を締結している他の事業者よりも精算料金が高くないことが明らかとなるとき (2)既に音声通話機能について協定等を締結している外国事業者とテレビ電話機能の精算料金を追加または変更する場合の当該協定等の変更 ③外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告の廃止または報告内容、報告基準の簡素化
規制の現状と要望理由等	<p>電気通信事業法施行規則一部の改正により(平成19年6月5日)、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する規制緩和措置が講じられた。</p> <p>(※既に音声通話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加するときに精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業者を追加するときに精算料金が増加しない場合が認可対象外となった)</p> <p>「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について」において、総務省より、事前規制(認可の対象となる協定等)を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、社会的背景に併せ、電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきているとの回答があったが、事業者における負荷が多大な状況に何ら変わりはなく、ユーザへの早期サービス提供も十分に実現できない状況にある。</p> <p>当該現状を踏まえ、以下の理由から規制緩和を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> -ユーザへの早期サービス提供の実現 <ul style="list-style-type: none"> 認可までに約2週間を要していることから、1ヶ月サービス提供が遅れる場合がある。 認可の対象外となれば、協定締結等までの時間が大幅に短縮され、併せて手続も簡素化されることにより、サービスの柔軟な提供が可能となり、ユーザーの利便性が向上する。 -ユーザの利益保護の要件を充足 <ul style="list-style-type: none"> 日本国内のアクセス・チャージについては指定事業者以外は届出していない現状を鑑みると、ユーザの利益は保護されていることが前提となっている為、海外事業者へのアクセス・チャージも同様の視点から考えれば、不要と考える。 -事業者における負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> 例: 人的リソースの軽減(約2人月の軽減見込み)
制度の所管官庁及び担当課	総務省

7-(23)	警備法上の申請・届出等の手続きの電子化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	警備業法
要望の具体的内容	<p>警備法上の申請・届出等の手続きについて、コストベネフィットを検証しつつ、添付書類の削減により、インターネット経由で完結するようすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>警備業法においては認定、営業所や機械警備業務の届出、営業所の変更や指導教育責任者の選任替え等の申請・届出を行う場合は、当該都道府県の区間を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める書類を添付したうえで、内閣府令で定める事項を記載した届書を提出しなければならないとされている。現状、届出、控えの保管は全て紙ベースで行われており、手続きが煩雑で非効率的である。</p> <p>「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答について」において、警察庁より、都道府県公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは都道府県公安委員会が定めることとされており、各都道府県において、地域の実情に応じて適切に判断しているものと承知している、との回答があったが、各都道府県によって対応が異なる場合、全国にある支社を管轄する本社での作業がかえって煩雑になる。監督官庁が主導となり、各種手続について電子化の必要性の有無を判断いただき、同じ手続であれば全国一律で電子化されるよう検討いただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	警察庁

7-(24)	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	地方税法第317条の6、第321条の4・5、地方税法施行規則第2条、第10条
要望の具体的内容	<p>住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。これにより、(1)給与支払報告書の電子データ提出の窓口の一本化、(2)企業に対する課税通知書の電子化(1企業に対して1つの電子データでの提供)、(3)個人への課税額通知方法の見直し(データを1本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みを構築する)、(4)各種異動手続きのオンライン化、(5)各種書類のフォーマットの全国統一、を実現すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>総務省は、「国民の声」に対し、電子申告受付サービスの導入がさらに進むよう、市町村に対する地方財政措置を講じるとともに、企業等に対する課税通知の電子化についても、あわせて検討を行うと回答しているが、まだ約3割の市区町村でeLTAXの個人住民税の電子申告サービスが利用できていない(2012年3月現在、1,742市区町村のうち、利用可能なのは1,246市区町村)。このため、従業員が複数の自治体に居住する企業では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市区町村へ郵送せざるをえない。早急に全ての自治体で個人住民税のeLTAXサービスを利用可能とすべきである。</p> <p><要望理由></p> <p>(2)(5)課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。</p> <p>(3)(4)インプットミスによる誤徴収防止のため。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省、各地方自治体

7-(25)	全地方自治体における法人地方税、償却資産税の電子申告・届出(eLTAX)の可能化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	地方税法
要望の具体的内容	<p>法人の申告業務の簡素化のため、すべての地方自治体で法人地方税、償却資産税の電子申告ができるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現在、全都道府県及び全市区町村がeLTAXに接続しているが、一部の自治体では法人地方税、償却資産税の電子申告(eLTAX)が導入されていない。</p> <p>「国民の声」に対し、総務省は、引き続きeLTAXの運用費用について所要の地方財政措置を講じるとともに、未導入団体の理解が進むように働きかけを行っていくと回答している。サービス可能な自治体は着実に増えているが、2012年3月現在、全1,720市町村のうち、法人事業税及び法人住民税の電子申告が可能な自治体は、1,211市町村(全都道府県及び全市町村の約7割)、償却資産の固定資産税の電子申告が可能な自治体は、1,185市町村(特別区は東京都において対応)(全市町村の約7割)となっており、現在も約3割の自治体で電子申告が利用できない。</p> <p>複数の自治体で事業を行っている企業では、電子申告を利用できない自治体が存在するために、紙と電子による手続きが混在しており、業務が煩雑になり効率化につながらないため、すべての地方自治体での電子申告・届け出が可能となるようにすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省、各地方自治体

7-(26)	電気通信事業法に基づく端末認証における絶縁抵抗要求の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	端末等規則第6条
要望の具体的内容	<p>端末等規則において、絶縁耐力として「絶縁抵抗」を規定しているが、国際標準や海外の規格に合わせて「タッチカレント(接触電流:人体に機器が接触した場合に流れる電流)」で規定すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p><規制の現状> 端末等規則第6条において、「端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に次の絶縁抵抗及び絶縁耐力を有しなければならない。」として絶縁抵抗値について規定しているが、IEC60950-1(世界標準)、EN60950-1(欧州)、UL60950-1(米国)では抵抗値でなくタッチカレントと呼ばれる電流値について規定している。</p> <p><要望理由> 日本においては、総務省 情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会 技術検討作業班で検討が行われ、平成21年7月28日、情報通信審議会より「IP電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」として一部答申がなされている。この中で、事業用電気通信回線設備及び端末設備の過電圧耐力・安全性については、(中略)事業者、製造業者等の関係者間調整や国際標準等との整合性を勘案し、必要に応じ、技術基準へ反映することが適当であると方向性が示されている。</p> <p>しかしながら、JIS C 6950-1:2012においてタッチカレントの測定方法や規定値が策定されているものの、端末等規則の改正には至っていない。早期に規則等の改正を行い、最新の国際基準を満たした高品質で安価な製品を日本国内に広めるべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 機器メーカーにおける安全認証が効率化し、標準化により比較的安価な製品を日本国内に導入することができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 電気通信技術システム課